

川崎町定員管理計画

令和6年3月 福岡県川崎町

令和6年3月

福岡県川崎町

I 計画策定の趣旨

本町を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少の急速な進展、高度化、多様化する町民ニーズ、地方分権・情報化の一層の進展、防災・環境への関心の高まりなど、急激に変化しています。

このような状況を受け、本町行政については、厳しい財政状況や職員数が減少する中、地方分権の本格化による自己決定や自己責任、町民参加型意識の高まりに伴う情報公開・透明性・説明責任、町の課題へ柔軟に対応できる組織体制の改革、DXによる業務の効率化、職員のワークライフバランスを意識した新たな働き方の導入など、時代の変化に即応できる人材育成と組織体制の構築の基盤となる定員管理を適正に行う必要があります。

このような背景を踏まえ、令和6年度から向こう5年間の定員管理計画を策定し、限られた人材を活かし、最小の職員数で最大の効果を挙げるため、定員の適正化を推進していくものです。

●第6次川崎町総合計画に定める将来像

「ReBorn！ 川崎町 人を育み、町を創る。10年先も住み続けたい町へ」

II 定員管理の現状と課題

下表のとおり、平成26年度から令和5年度までの10年間で28人の職員数の削減となっておりますが、この大きな要因は地方独立行政法人川崎町立病院への派遣職員が減少したことです。

また、この間、いわゆる団塊の世代の退職者の増加も含め、各年度において退職者的人数に対応した新規職員採用に配慮してきたものの、近年の行政需要や医療・福祉サービス系の対象者の増加に伴い、それに対応する保健師や管理栄養士といった専門職の採用を強いられている状態です。

◎職員数の推移

(各年4月1日現在)

| 部 門 | 職 員 数 (人) | | | | | | | | | |
|-----------|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 平30 | 令元 | 令2 | 令3 | 令4 | 令5 |
| 一般行政部門 | 174 | 167 | 164 | 165 | 174 | 171 | 172 | 175 | 174 | 172 |
| 教育部門 | 32 | 31 | 33 | 29 | 31 | 30 | 30 | 28 | 28 | 25 |
| 公営企業等会計部門 | 38 | 38 | 38 | 35 | 33 | 30 | 24 | 23 | 22 | 19 |
| 合 計 | 244 | 236 | 235 | 229 | 238 | 231 | 226 | 226 | 224 | 216 |
| 対 前 年 比 | 0 | △ 8 | △ 1 | △ 6 | 9 | △ 7 | △ 5 | 0 | △ 2 | △ 8 |

※町長、副町長、教育長を除く。田川地区清掃施設組合派遣職員を除く。

※フルタイム勤務再任用職員を含む。

※教育部門・・・教育委員会

※公営企業等会計部門・・・病院、水道、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療

また、年齢階層別職員数の状況は、フルタイム勤務再任用職員の増加や以前から特定の年齢層が極端に多い等の偏りがあることから、55歳から65歳の年齢層の職員が多くなっている状況であり、今後多くの退職者が見込まれる状況となっています。

◎年代別職員数（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 人 数 |
|--------|-----|
| 24歳以下 | 12人 |
| 25～29歳 | 15人 |
| 30～34歳 | 40人 |
| 35～39歳 | 27人 |
| 40～44歳 | 14人 |
| 45～49歳 | 17人 |
| 50～54歳 | 26人 |
| 55～60歳 | 39人 |
| 60歳以上 | 26人 |

III 今後の定員管理

1 定員管理の基本的な考え方について

少子高齢化、人口減少に伴う施策の重点化、多様化が見込まれ、一方で、介護や子育て施策の地方への権限移譲が進む中、基礎自治体が担う行政事務は今後ますます増加することが見込まれ、むしろこれまで以上に専門化、高度化していくことも予想されます。

また、職員の定年引上げも始まりますが、実際の事務執行上或いは組織の新陳代謝を促す観点から新規採用は計画的に行う必要があり、現在の職員数からの大幅な削減を行うことは現実的に難しい状況にあるものといえます。

①計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(令和6年4月1日を基準とし、令和10年4月1日まで)

②基本的事項

一般行政部門においては、今後の定年引上げ、行政需要の多様化、専門分野の設置等が見込まれる中、職員数の大幅な減員は行政サービスの水準低下を来たすおそれがあり、町財政状況と今後見込まれる行政需要との整合性を図りながら、適正な定員管理計画に努めます。

現業部門では、退職に伴う減員の補充は行なわず、原則正規職員は配置しないこととします。

③年齢構成

職員採用にあたっては、将来にわたり職員の年齢構成の偏りがないよう、新規職員を計画的に採用し、平準化に努めるものとします。

④計画の見直し

国の法令改正等職員定員に影響を及ぼす制度改正又は施策の変更が生じた場合は、事務の統廃合、一元化を図るとともに重点施策を積極的に推進するため、効率的で柔軟性の高い組織運営体制の見直しを含めた定員管理に努めるものとします。

2 定員管理計画

5年間の部門別職員数や職員採用の計画を次のとおりとします。

また、職員の定年引上げに伴い対象者全員が常勤職員として勤務するものとして管理します。

一方で、暫定再任用又は定年前再任用短時間勤務制度も始まりますので、対象者には十分な情報提供を行い、多様な働き方に対応できるよう支援を図ります。

3 将来的な課題

今後、人口減少並びに労働人口減少社会に伴い、相対的に職員の定員管理もこれまで以上に減少に転じる時期が到来しますので、それらに対応できるよう、組織のスリム化や自治体DXなどをはじめとする不断の業務改善を進めるものとします。

【定員管理計画】

| 部 門 | 令5.4.1 職員数 | 職 員 数 の 計 画 (人) | | | | |
|---------------|---------------|-----------------|--------|--------|--------|---------|
| | | 令6.4.1 | 令7.4.1 | 令8.4.1 | 令9.4.1 | 令10.4.1 |
| 一般行政部門 | 172 | 172 | 173 | 170 | 169 | 167 |
| 教育部門 | 25 | 22 | 21 | 21 | 20 | 20 |
| 公営企業等 会計部門 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 |
| 合 計 | 216 | 213 | 213 | 210 | 208 | 206 |
| 対 前 年 比 | | △ 3 | 0 | △ 3 | △ 2 | △ 2 |
| 退職見込者数 | | 7 | 5 | 5 | 7 | 5 |
| 採用予定者数 | | 7 | 2 | 3 | 5 | 3 |

※退職見込者数は、暫定再任用の任期の満了により退職する職員数とする。

以上